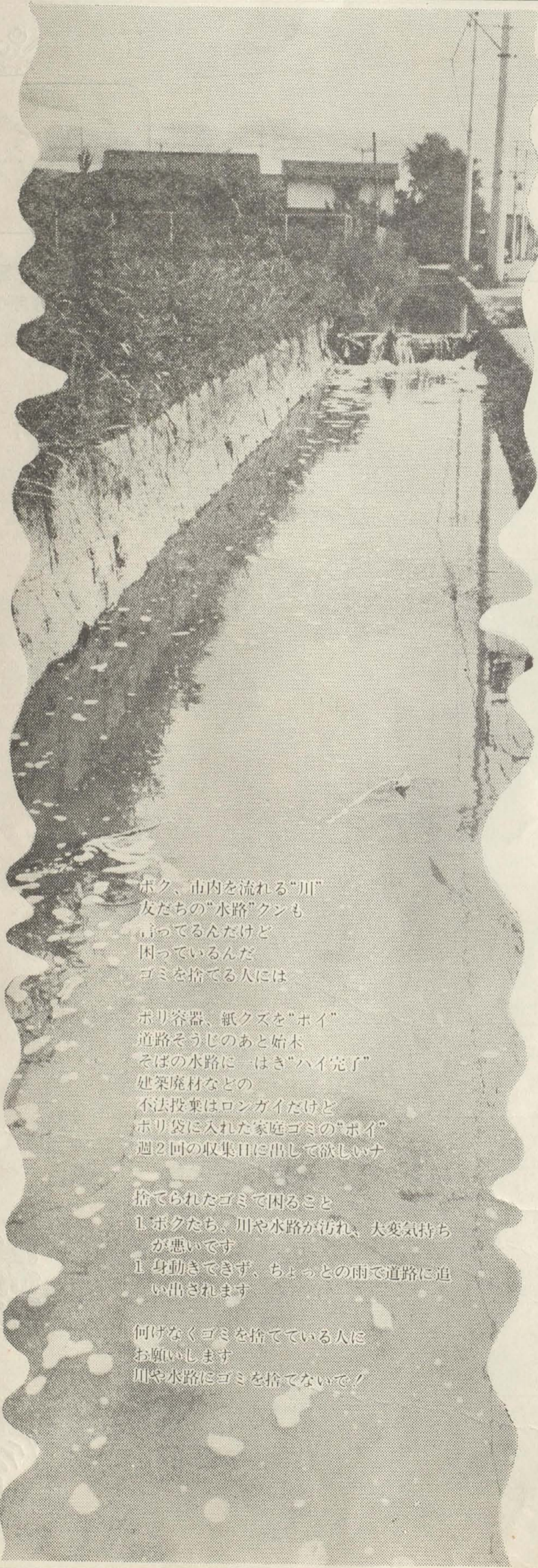




市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

川や水路にゴミを捨てないで……



ボク、市内を流れる“川”
友だちの“水路”クンも
言ってるんだけど
困っているんだ
ゴミを捨てる人には

ポリ容器、紙クズを“ポイ”
道路そうじのあと始末
そばの水路にはき“ハイ完了”
建築廃材などの
不法投棄はロンカイだけ
ポリ袋に入れた家庭ゴミの“ポイ”
週2回の収集日に出して欲しいナ

捨てられたゴミで困ること

- 1. ボクたち、川や水路が汚れ、大変気持ちが悪いです
- 1. 身動きできず、ちょっとの雨で道路に追い出されます

何げなくゴミを捨てている人に
お願いします
川や水路にゴミを捨てないで！

大変ご迷惑をおかけしました し尿汲み取り、月2回収集の 定着化に努力します

し尿の汲み取りは日常生活を営む上で欠かせない衛生処理です。市では月2回の汲み取りを条例によって定めていますが、今年のはじめから収集が遅れはじめ、3、4月期には月1回程度という異常な事態となり、市民のみなさまに大変ご迷惑をおかけしました。

深くおわび申し上げます。

現在では、市の許可業者である八尾市清掃協同組合の体質改善と、作業員、車両の増強等によって、全般的にみて、月2回収集がほぼ回復しています。今後はさらに細部にわたって改善をはかり、月2回収集を徹底すべく努力いたします。

■清掃協同組合の業務部門を一本化

し尿汲み取り作業は、現在、清掃協同組合が市から許可をうけ、業務を行っています。この組合は市内の6つのし尿汲み取り業者が集まって運営していますが、この4月から業務部門を一本化しています。

これによって、作業能率の低下をもたらしていた各業者間の複雑な区域割り、車両、人員の細分化が是正され、受け持ち区域の適正化、人員、車両の融通により能率の向上をはかることができます。

また、作業員の勤務条件の向上をも配慮するとともに、人員、車両数も3月末の70人、37台を95人、44台に増強しました。

■月2回収集の定着化へ

今月末に、現在、4カ所に分かれている作業員、車両を1カ所に集め集中管理を行います。さらに、作業地域の班別再編成を行い、月2回収集の定着化に努力します。(作業は雨の日は休みます。基本回数は15日に1回ですが、次回の汲み取り日は15日に雨の日数を加算したものになります。)

■汲み取り料金の改定を審議中

今回の施設、人員の増強、賃金等労働条件の改善により経費が大幅に増えています。現行の料金は昭和43年4月に定められたもので、この経費増をまかなうことが困難となっています。そこで、現在開かれている市議会(～22日)において、料金の改定案が審議されています。

《ご協力ください》

1. 便所に物を落とした場合はとり除いてください。木片、スリッパ等し尿以外の物があればホースがつまることがありますので、汲み取ることができません。
2. 汲み取りの際、戸などをあけなければならないご家庭では、留守をする場合には近所にたのむようにしてください。
3. 汲み取り口への通路や周辺に物を置かないでください。ホースがはずれたり破損したりして汲み取りが困難になる上、ご迷惑をかけることとなります。
4. 作業員への「心づけ」はご遠慮ください。上記の点に気をつけていただければ結構です。

やお市政だより

第509号

2

昭和49年7月20日

市の行事

7/26 (金)	家児 ☆住民検診 9.30~11.30 南山本小 13.30~15.30 東山本小 教育 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 身障 ☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15~11.00 八尾保健所
27 (土)	青少
28 (日)	
29 (月)	教育 ☆住民検診 9.30~11.30 八尾中 13.30~15.30 用和小 家児 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 心配
30 (火)	交通 ☆住民検診 9.30~11.30 白鳩幼 13.30~15.30 久宝寺中 青少
31 (水)	結婚 ☆住民検診 9.30~11.30 南高安小 13.30~15.30 曙川小 家児 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 教育 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所
8/1 (木)	家児 ☆防災の日 ☆住民検診 9.30~11.30 北高安小 法律 13.30~15.30 中高安幼 職業 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 /
2 (金)	家児 ☆住民検診 9.30~11.30 志紀小 13.30~15.30 竹淵小 教育 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 身障 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
3 (土)	青少
4 (日)	
5 (月)	教育 ☆少年を守る日 家児 ☆住民検診 9.30~11.30 大正小 13.30~15.30 大正中 心配 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所
6 (火)	交通 ☆広島原爆記念日 ☆住民検診 9.30~11.30 竜華幼 13.30~15.30 労働会館分館(植松町) 青少 ☆ツベルクリン反応 9.15~11.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院
7 (水)	結婚 ☆立秋 ☆鼻の日 家児 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 教育 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所
8 (木)	行政 ☆住民検診 9.30~11.30 安中小 13.30~15.30 八尾小 青少 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 家児 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター 法律 ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 /
9 (金)	家児 ☆長崎原爆記念日 身障 ☆不用犬の受付 9.30~12.00、13.00~16.30 八尾保健所 教育 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3歳児健康診査(昭和46年2月生まれの男児) 13.00~14.30 八尾保健所
10 (土)	☆国保海の家開催(〜15日) 青少

《人の動き》

(49年5月末現在)
 総数 244,809(+608)
 男 122,879(+282)
 女 121,930(+326)
 世帯数 74,978(+158)
 ()内は前月からの増減です



《俳句》

夏 萩 を
 散らして過ぎし
 雷雨 かな
 西 田 つね子

《共同住宅での水道料金にご不審のある方に》

アパート、マンションなどの共同住宅では、水道設備の構造上、不利な料金計算になることがあります。

アパート等にお住まいの方で、水道料金の計算方法についてご不審がある場合は、水道局でご相談にのりますので営業課業務係(電22-1661 内線38、39)までお問い合わせください。

《算定基礎届けの提出は8月10までに》

健康保険や厚生年金保険の適用を受けている会社や工場などの事業主の皆さんは、毎年算定基礎届けを提出しなければなりません。

この届けは保険給付金や保険料計算の基礎となる大切な届けですので、必ず期限内に提出するようにしましょう。

☆提出 8月1日から10日までに東大阪社会保険事務所(東大阪市永和1-36)まで。

《久宝寺プール行きバス運行》

近鉄バスは久宝寺緑地プールの開催中、次のとおり久宝寺プール行きのバスを運行します。

☆期間 7月21日~8月31日
 ☆運行 ▷久宝寺プール行き-中環久宝寺口発(午前8時50分始発、午後5時3分最終)
 ▷久宝寺口行き-久宝寺プール発(午前8時57分始発、午後5時15分最終)

《個人事業税の納税は8月31日までに》

個人事業税は8月31日までに次の窓口でお納めください。納付書は8月中旬までにお送りします。
 ▷銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、府税事務所

《免許証の有効期限》

免許証の更新が 生日制になったといっても自動的に誕生日が有効期限になるものではありません。

有効期限が誕生日でない免許証を持っている人は、その免許証に記載された有効期限までに更新すれば、次から誕生日が有効期限になります。

もう一度確かめましょう。

- 身障** = 身体障害者相談
- 心配** = 心配ごと相談
- 結婚** = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で
- 家児** = 家庭児童相談 **更生** = 更生相談 いずれも10時~16時 社会福祉会館で
- 青少** = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで
- 交通** = 交通相談 **法律** = 法律相談(当日予約制) **行政** = 行政相談 いずれも 13時~16時 市民相談室で **教育** = 教育相談 9時~ 教育相談室で **職業** = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

たばこは
 市内で
 買いましょう



☆みなさんの近くに起こった善意・善行・伝統的行事がありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)
 ☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

やお市政だより

第509号

3

昭和49年7月20日

お知らせ

保健のこと

■住民検診を行います

電 91-3881 内線360

今年も次の日程で住民検診を行います。この機会を利用し、今一度自分自身の健康を確かめましょう。

☆対象者 15歳以上64歳までの市民

☆検診科目 胸部レントゲン間接撮影、血圧測定、尿検査(尿は必ず持参してください)

☆費用 無料

<日程>	午前	午後
7月25日(木)	三野郷農協	山本小
26日(金)	南山本小	東山本小
29日(月)	八尾中	用和小
30日(火)	白鳩幼	久宝寺中
31日(水)	南高安小	曙川小
8月1日(木)	北高安小	中高安幼
2日(金)	志紀小	竹淵小
5日(月)	大正小	大正中
6日(火)	竜華幼	労働会館分館
8日(木)	安中小	八尾小

時間は午前が9時30分～11時30分、午後が1時30分～3時30分です。

■種痘の接種を行います

電 91-3881 内線360

この春、第1期種痘の接種を受けられなかった人および生後24カ月を過ぎて一度も受けておられない人を対象に次のとおり種痘の接種を行います。

☆該当者 ①昭和47年10月25日から昭和48年11月30日までに生まれた人

②昭和47年10月25日以前に生まれ、12歳以下(小学校6年生)の人で一度も種痘を受けていない人

☆実施期日 ①のノ…▷10月25日接種、11月1日判定 ▷11月12日接種、11月19日判定 時間は午後2時～3時30分

②の人…▷9月10日～11月26日の毎週火曜日午後1時

☆費用 ①の人…無料 ②の人…1,000円

☆申し込み 所定の用紙(8月1日から衛生課、各出張所窓口で交付)に必要事項を記入のうえ、8月31日までに衛生課まで

郵送の場合は衛生課あてに封書で。ただし各出張所、電話では受け付けません。

なお、申し込みをされた人に対し、後日接種日、会場を指定して通知しますが、申し込みをされていない人は、当日会場にこられても受け付けません。

災害のこと

■緊急・指定避難所が決まりました

電 91-3881 内線214

これから予想される大雨や台風などの非常時に備えて、市では緊急避難所、指定避難所として次の各場所を指定していますので、万一の際は避難してください。

また、避難場所では市職員の指示に従って

行動されるようお願いいたします。

〈緊急避難所〉 バンビ(朝239) 朝富士屋食品(南木の本4-19) シャープ朝青葉寮(北亀井町3-1-72) 光洋機械工業朝(南植松町2-34) 東洋アルミニウム朝八尾製造所(相生町4-1) 帝国製糸朝独身寮(安中町2-1-37) 松本油朝朝松友寮(渋谷町2-1-3) 帝国チャック朝(北久宝寺2-1-50) 朝飯田商店(安中町1-1-29) 八尾保健所(清水町1-2-5) 大阪府警八尾単身寮(栄町1-5-2) コクヨ朝八尾工場(光町2-1) エビス朝朝朝(末広町1-10-20) 平野金属朝八尾工場(宮町3-4-60) 日立製作所日立寮(山本町北3-7-1) 八尾市農協南高安支店(恩智715) 大阪市立大畑山会館(恩智1045) 貴島病院(楽音寺263) 山本病院(天王寺屋129) 新田セラチン(二保418) 八尾市農協曙川支店(八尾木787の2) 天理教中河大教会(恩智601) 八尾自動車教習所(高安町南7-21)

〈指定避難所〉 大正小 大正中 竹淵小 竜華小 竜華中 労働会館分館 安中解放会館 久宝寺小 久宝寺中 成法中 安中小 教育センター 市民ホール 高美小 用和小 八尾中 八尾高 上之高中 桂小 桂解放会館 労働会館 山本小 南山本小 山本高 南高安中 南高安小 高安中 中高安小 曙川中 清友高 志紀小 志紀中 曙川小 東山本小 北山本小 永畑小 美園小 刑部小

福祉のこと

■重症心身障害者(児)に介護手当を支給しています

電 91-3881 内線277

府は重症心身障害者(児)に介護手当を支給しています。

☆対象 次の①、②のいずれにも該当する重症心身障害者(児)で在宅している人(施設入所、入院している人は除く)。ただし、入院されているも家族の付き添いが必要な場合は在宅とみなします。

①IQ35以下の精神薄弱者(児)

②1級、2級の身体障害者(児)

☆支給額 月額10,000円

☆申し込み 印かん、申請者および被介護者の住民票の写し、身体障害者手帳および療育手帳を持って社会福祉会館内福祉事務所第3係まで

■聴覚障害幼児聴能訓練の希望者を受け付けています

電 06-721-1966・1996

府は在宅の聴覚障害幼児とその保護者に対し聴能訓練を行います。その希望者を受け付けています。

☆対象 府下に居住する3歳未満(主として2歳児)の聴覚障害幼児で、児童相談所が訓練を受けることが適当と認められた児童およびその保護者

☆訓練場所 府立青少年会館内中央児童相談所(大阪市東区森之宮西之町 655-1)

☆申し込み 父兄同伴で府東大阪児童相談所(東大阪市永和1-23)まで。診断書があればお持ちください。

国保のこと

■国保海の家を開きます

電 91-3881 内線352

今年も国民健康保険加入者に憩いのひとときをすごしてもらうため、大阪市との行政協定により開いている「国保海の家」を三重県二見町池の浦海水浴場で開きます。

☆期間 8月10日(土)～15日(木)(日曜日は除く)

☆利用券の発売 7月24日から、午前9時から午後3時30分まで市保険課で発売しますので国民健康保険証を持参してください。

定員になりしだい締め切ります。

☆料金 大人(中学生以上)1,000円、小人(小学生以下)500円

往復とも近鉄ビスタカー(あおぞら号座席指定)で近鉄八尾駅から乗車します。

老人のこと

■敬老金受給の申請を受け付けます

電 91-3881 内線279

今年も敬老月間(9月)を間近にひかえ、市は敬老金受給の申請を受け付けます。

☆受給資格 今年9月1日現在で77歳以上(明治30年9月1日以前に生まれた人)の方で、市内に居住し、住民登録をしている人

☆給付額(年額) 77歳～87歳 3,000円 88歳～98歳 5,000円 99歳以上 10,000円

☆申請 8月1日から15日までに申請用紙(社会課、各出張所で交付)に必要事項記入捺印のうえ、社会福祉会館内社会課またはよりの出張所まで。ただし社会課では8月31日まで受け付けます。

なお、この敬老金は本人または扶養義務者などから申請がない時は、受給を辞退されたものとして扱いますのでご注意ください。

支給日、場所などについては後日申請者に連絡します。

■わたさきり老人に見舞金を支給します

電 91-3881 内線279

府はわたさきり老人に対し次のとおり見舞金を支給します。該当する人は忘れずに申請してください。

☆受けられる人 9月15日現在65歳以上で次の①～③のすべてに該当する人

①傷病(老衰含む)で1年以上常時わたさきりの人

②ひとりであることが困難な人

③前年9月16日から引き続き府内に住み、住民基本台帳に記載されている人

☆支給 9月に5,000円を支給

☆申請 申請される方は7月31日までに社会福祉会館内社会課または近くの民生児童委員さんに申し出てください。

なお、申請用紙は上記の他に各出張所窓口にもあります。

国民年金のこと

■サラリーマンの奥さんも国民年金に加入できます

電 91-3881 内線320

老後の生活設計や万が一の事故等による障害に対処するため、あなたも国民年金に加入されてはいかがでしょうか。

特にサラリーマンの奥さんはご主人が厚生年金などに加入されていても、奥さん自身が現在加入していなければ加入できます。どうぞご加入ください。

☆加入できる年齢 満20歳以上60歳未満

☆保険料額 月額900円(将来より高い年金額を希望される方には保険料を1カ月400円上積みして納める付加年金の制度もあります)

加入ご希望の方は市年金課またはよりの出張所まで印かんを持って申し込んでください。

●国民年金の保険料は納期限内に納めましょう

4月・5月・6月分～7月31日まで

7月・8月・9月分～10月31日まで

10月・11月・12月分～翌年1月31日まで

1月・2月・3月分～4月30日まで

人事のこと

■校務員、学校給食調理員を募集します

電 91-3881 内線464

市教委では校務員、学校給食調理員(いずれも男女若干名)を次のとおり募集します。

☆資格 義務教育卒業程度で昭和49年9月1日現在、満40歳未満の人

☆試験 8月13日(火)～15日(木)午前9時～(いずれかの1日) 清友高校で

☆申し込み 7月23日(火)から8月3日(土)までに受験申込用紙(総務課で交付)に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ教育委員会総務課まで

■統計調査員を募集しています

電 91-3881 内線244

市では統計調査員を次のとおり募集しています。

☆資格 18歳以上で戸別に調査できる人(特に時間的なゆとりのある人)

☆仕事の内容 担当調査地区内にある事業所または世帯に調査の趣旨を説明し、調査事項を聞き調査表に記入します(勤務時間は調査期日に間に合えば都合のよい時間でけっこうです)。

なお、主として担当していただく地区は、南高安、高安、竜華、大正の各出張所管内です。

応募される方は企画課統計係まで。





やお市政だより

第509号

4

昭和49年7月20日

市の話題



●いちよう学園などで一足早い七夕祭り

市立いちよう学園で5日、一足早い七夕祭りを行いました。

同園の園児たちは先生が演じる『けん牛と織女』の寸劇を見た後、寄贈された大きなササ竹2本に前もって先生と協力して作ったスイカ、ナスビ、キュウリ、タンザクなどを飾りつけ、七夕さまの歌を歌い楽しい一日を過ごしました。

また、3日、中高安幼稚園の園児も園庭のジャングルジムにササ竹を取り付け、タンザクなどを飾り、七夕祭りを楽しみました。

●北高安小児童が給食センターを訪問

11日、北高安小学校の給食部の児童28名が学校給食センターを訪れ、調理員のおばさんたちに作文や詩などの作品を贈り、日頃のお礼をのべました。

これは、調理員のおばさんたちが自分たちの調理した給食が子供たちに喜ばれているのかと気にしているのを同校児童が聞き、この訪問となったものです。

この日訪問した児童たちは、41名の調理員さんに『毎日ありがとう』とお礼をのべ、日頃の労をねぎらいました。



八尾市医師会

■案ずるより産むが安し

『案ずるより産むが安し』。昔から世間でよく言われることわざですが、これは昔からの経験が生んだとても真理を含んだ言葉です。妊娠分娩産褥等の衛生的な知識を十分持つのはもちろん大変けっこうなことですが、中途半端な知識は、時とすると有害無益な不安と恐怖のみを生むことがあるのは困ったことです。

殊にその知識を無責任な雑誌や井戸端会議などで得た時はこの弊害がひどいようです。自分の分娩予定日がせまってくると、これら読み聞かしたことなどの断片が、心配の種となって思い出され、不安でしかたがない状態となります。

このように教育された妊婦さんの世話をする医師や助産師や看護婦は大変やりにくいものです。各種の知識も安産で健康な赤ちゃんを生むためにこそ役立つべきではありません。

それではお産が近づいた時の心得についてあたり前ではありますが、一番大切なことをお話ししましょう。

それはおいしいごちそうを食べてぐっすり

眠ることです。このあたり前のことが実際にはなかなかできないために、あるいはこのわかりきった注意を妊婦指導の際に先生が言い忘れるためにどんなに難産が増えていることでしょうか。

例えばこんなことがよくあります。お隣の若奥さんと同年配で仲よしである。分娩予定日までほとんど同じで、母親学級にもいっしょに出席した。ところが私に相談もなしに3日前にケロリと安産した。そのうち予定日が2、3日超過した。こんなに遅くなるのはどこが悪いのでは、先生は心配はないというが見落としているのではないかなどと不安になる。家族からも言われる。やっと軽い陣痛らしいものがあり、病院へ行ったがまだまだと言われた。でもこんなに腰がはってきているのに。きっと今夜お産になるにちがいないわ。こんな調子で3日ぐらいい過ぎる。心配で食欲もさっぱり、睡眠不足で全身がだるい。大便秘もいつあったか忘れた。半病人である。これではお産の本番にあたって順調な生理的機能が働かないのはきまっています。やっと陣痛が本式になっても微弱すぎて長時間の後に疲労もその極に達し、お産も峠という時にうつらうつらと眠ってしまうといった有様となります。

このようなケースは皮肉にも比較的教養のある神経質な妊婦によく見受けられます。勉強して正しい知識を身につけるのはけっこうですが、用心することと無用の心配をすることはまったく別のことです。お産が近づいたら、間もなく対面できる愛児のかわいらしさを夢見て、ごちそうを食べ、ぐっすり眠ってください。

しあわせを築く道 部落解放をめざして ⑦

■部落解放のための行政の確立

前回までに述べてきましたように、八尾市において血のにじむような部落解放運動が進められてきました。このような解放運動が全国的にもつみかさねられました。

その結果、国において昭和33年になってやっと腰をあげ、内閣同和対策閣僚懇談会を発足させ、昭和35年には同和対策審議会設置法案が成立し、部落問題解決のための基本方針を探究することになりました。

同和対策審議会は、昭和36年12月7日に内閣総理大臣の諮問をうけてから、同和地区の実態把握のための調査を行い、慎重な審議をかさねた結果、昭和40年8月11日に「部落問題に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について答申を提出しました。そして、「同和問題は自由と平等に関する問題であり、基本的人権にかかわる課題である」こと、「その早急な解決は、国の責務であり、国民的課題である」ことを明確にしています。

しかし、この答申を具体化した部落解放の行政はなかなかすみませんでした。そのため、答申を具体化し、完全実施するための特別措置法制定の要求が全国的な解放運動としてもりあがりました。その結果、国会において全議員一致で「同和対策事業特別措置法」が可決され、昭和44年7月10日に公布施行されました。第1条には「この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されて

いる地域について、国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする」と目的を明示し、第3条には国民の責務として「すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない」とうたわれています。第4条では「国及び地方公共団体は、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない」と、その責任を明らかにし、第7条では、同和対策事業に要する費用の3分の2を国が負担し、補助することが定められています。

しかし、法的うらづけができたからといって、即部落解放が実現するわけではありません。明治4年、太政官布告第61号により、「身分職業とも平民同様たるべきこと」と身分解放令が出されましたが、そのときも実質的なうらづけがなく、部落差別はいぜんとして社会の中に温存され、就職、教育、住居、結婚等の市民的権利や自由は保障されないまままで今日まできたということがありました。

現在、「同和対策審議会答申」も出され、それを具体化した「同和対策事業特別措置法」も制定されましたが、私たちは、これを明治の「身分解放令」のように空文にしてはなりません。国民すべてが、力を結集して部落問題を解決し、真の民主社会をさずかねばなりません。

八尾市においても、市民の要望にこたえ、差別のない明るい住みよい町づくりを実現するために、部落問題の解決を重要施策として全市をあげて努力しています。

市民の代表である市議会においても、昭和39年に「同和教育推進を要望する決議」を可決し、同和対策審議会答申が出された昭和40年には「同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望する決議」を可決して、政府に要望しました。つづいて、昭和41年には、「同和教育施策の充実を要望する決議」を可決しました。同和対策事業特別措置法が公布施行された翌年の昭和45年には、「同和地区公営住宅建設を大阪府に要望する決議」「同和対策事業特別措置法具体化促進を要望する決議」を可決し、部落問題解決のために積極的にとりくんでいます。

また、八尾市同和対策審議会においても、昭和44年9月に中間答申を出し、翌昭和45年4月には最終答申を出して、長期総合実施計画を策定し、即時実施の体制を確立することによって、部落問題を早急に解決しなければならぬことを明確にしています。

このように部落問題の解決に対する国民のねがいが国民運動として大きく盛り上がり、その結果、国としても、部落問題の解決なくして民主社会の建設はありえないことを明らかにし、府、市、町、村においても、部落解放の行政がとりくみ始められるのでした。

八尾市においても、そのことをどのように具体的にとりくんでいるかについて、同和地区がどのようにかわってきたかを中心に次回から述べていきたいと思います。